

令和4年度第8回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日（金）午後1時30分から2時08分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 3番 北田 和彦

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

1番 川端 伸造

4番 糠山 秀雄

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配分計画（案）

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 12月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 少し時間は早いんですけども、今日の出席委員の皆さん全員おそろいですので、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を開催いたします。本日、東事務局長は、出張のため会議を欠席させていただきます。定例総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名でございます。なお、1番川端委員、4番糠山委員、推進委員の辻下委員、南坂委員、長谷川委員、堀川委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、5番館委員、6番松井委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、4件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は舟津にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は波松にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田2万1,512㎡、畑3,551㎡でございます。耕作人員は3名、申請農地は波松地系の畑489㎡、波松地系の畑477㎡、波松地系の畑425㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

2番につきましては、譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は矢地にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田8,910㎡、畑1,131㎡でございます。耕作人員は2名、申請農地は矢地地系の畑142㎡、矢地地系の田525㎡、矢地地系の畑115㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

3番につきましては、貸付人は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。借受人は国影にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田520㎡、畑5,342㎡でございます。耕作人員は2名、申請農地は国影地系の畑1,874㎡、国影地系の畑3,186㎡、国影地系の畑162㎡、国影地系の畑155㎡でございます。使用貸借権の再設定でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

4番につきましては、譲渡人は温泉5丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は〇〇〇さんでございます。〇〇〇の耕作面積は田、畑ともに0㎡でございます。耕作人員は10名、申請農地は二面地系の畑191㎡、二面地系の畑475㎡、二面地系の畑385㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。

6ページの調書をご覧ください。第2号及び第5号の要件を満たしませんが、本件は社会福祉法人への所有権移転であり、購入する農地は社会福祉の目的に係る業務の運営に必要ということで、例外的に認められるものであります。よって、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番について、14番朝倉委員、お願いします。

14 番： 波松の〇〇〇〇さんは、ご家族で広く農業をされているので問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。
続いて、番号2番について、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： この売買、村の人から村の人へということで何も問題ないと思います。区長さんの判こがありましたので。それと、ここに八皇子山古墳って古墳群があるので、ちょっと心配なんで調べてもらったんですけども、それも農地として取扱いする分には問題ないということで印鑑を押しました。

議 長： ありがとうございます。
続いて、番号3番につきましては、使用貸借権の更新申請のため、地区担当委員の説明はありません。
続きまして、番号4番につきましては、1番川端委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。
それでは、これまでの案件について、ご質問はありませんか。
(質問、意見なし)
ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。8ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

9ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年11月30日水曜日

でございます。借手は9人、貸手は11人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が30筆、5万3,826㎡、うち再設定が17筆、2万2,570㎡でございます。期間別内訳は、1・3年の田が1筆、5,043㎡、畑が1筆、2,000㎡、5・6年の田が9筆、9,968㎡、10年の田が18筆、3万5,902㎡、畑が1筆、913㎡でございます。

10ページにお進みください。集落別内訳については、上番の田が2筆、下番の田が7筆、玉木の田が1筆、北潟の畑が1筆、城の田が3筆、南金津の田が2筆、伊井の田が7筆、桑原の田が6筆、山室の畑が1筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

11ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。番号1番から3番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。上番の田2筆、下番の田7筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万5,000円または1万6,500円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

4番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。玉木の田1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万2,000円でございます。期間につきましては令和4年12月1日から令和7年11月30日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

12ページにお進みください。5番、6番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の田3筆でございます。利用目的は麦、ソバで賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和9年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

7番につきましては、借受人は坂井市坂井町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。南金津の田2筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は坂井市平均賃借料から3,000円を差し引いた金額でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

8番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。伊井の田6筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万3,000円でございます。期間につきましては令和4年12月1日から令和10年11月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

13ページをお開きください。9番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。桑原の田6筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万5,400円でございます。期間につきましては令和4年12月1日から令和14年11月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

す。

10番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。伊井の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万4,050円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。再設定でございます。用水費は借主負担でございます。

11番につきましては、借受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和5年12月31日まででございます。再設定でございます。用水費は貸主負担でございます。

12番につきましては、借受人は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山室の畑1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は9,130円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。再設定でございます。用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。14ページにお進みください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求めます。

15ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年11月30日水曜日でございます。貸手につきましては35人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が112筆、10万8,029.57㎡でございます。集落別内訳は、北潟の田3筆、赤尾の田1筆、千束の田2筆、山十楽の田106筆でございます。

16ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番から3番につきましては、北潟の田3筆、赤尾の田1筆でございます。利用目的は、1番はソバ、2番、3番は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり3,000円から8,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

4番につきましては、北金津の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり8,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

17ページにお進みください。30ページまでまたがっております。5番から58番につきましては、山十楽の田106筆でございます。利用目的は水稻で、7番、9番、21番、23番、25番、31番、43番、46番、48番、53番、57番は使用賃借権の設定、ほかは賃借権の設定でございまして、賃借料は10a当たり5,600円または7,000円でございます。耕作予定者は、16番、20番、27番は〇〇〇〇でございまして、ほかは〇〇〇さんでございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。ご質問はないですか。
この案件で、山十楽の水田の何割ぐらいなんですか。100%ですか。

事 務 局： 今回の集積につきましては、64%でございます。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

2 番： この〇〇〇〇さんという方は、どちらに住んでる方なのでしょう。大きい農業されてるんですか。

事 務 局： 〇〇〇〇さんは山十楽にお住まいの農業者さんで、主に山十楽を耕作されてます。
たしか今年の春なんですけど、認定農業者にもなられた方です。

議 長： よろしいですか。ほかに質問はありませんか。
(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。なお、番号1番から3番につきましては〇番〇〇〇〇委員が関係しておりますので、まず、それらを除く4番から58番について採決いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、番号4番から58番に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

（〇番〇〇〇〇委員退席）

それでは、番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

（〇番〇〇〇〇委員着席）

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。31ページをお開きください。

今回、10件の届出がございました。

1番の届出につきましては、菅野の田1筆、山室の田1筆でございます。権利取得者は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月7日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇が耕作するとのことでございます。

2番の届出につきましては、浜坂の田5筆、畑3筆でございます。権利取得者は浜坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月10日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

3番の届出につきましては、堀江十楽の田4筆でございます。権利取得者は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成18年2月10日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

4番の届出につきましては、浜坂の田3筆でございます。権利取得者は愛知県名古屋市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月3日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

32ページにお進みください。5番の届出につきましては、菅野の田5筆でございます。権利取得者は菅野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成28年9月27日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、北潟の田2筆、畑3筆、蓮ヶ浦の田1筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年3月9日で、相続による所有権の移転でございます。北潟地係の田1筆と蓮ヶ浦の田1筆は〇〇〇、北潟の畑1筆は〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、北潟の田1筆、畑5筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年6月18日で、相続による所有権の移転でございます。北潟の畑1筆は〇〇〇〇さん、北潟の畑3筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

33ページをお開きください。8番の届出につきましては、北潟の田4筆、畑1筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年6月22日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

9番の届出につきましては、細呂木の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は愛知県名古屋市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年9月17日で、相続による所有権の移転でございます。細呂木の田3筆、畑1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

10番の届出につきましては、橋屋の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は谷畠にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年9月11日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。34ページにお進みください。

今回、4件の届出がございました。

1番につきましては、波松の畑1筆で、借人は〇〇〇〇でございます。借人の都合により解約するとのことでございます。

2番につきましては、山十楽の田1筆で、借人は〇〇〇〇でございます。中間管理事業へ移行するため、解約するものでございます。

3番、4番につきましては、北潟の田5筆で、借人は〇〇〇〇さんでございます。借人の都合により解約するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 日程第6、その他の(1)「12月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 12月の定例総会につきまして、12月26日月曜日13時30分から開催したいと存じます。

議 長： ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、12月の定例総会は12月26日月曜日午後1時半から開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： 今の意見につきまして、ご質問ありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、その他の(2)を終わります。

せっかくですから、皆さん方から何か、その他でご意見あれば承りたいと思いません。

2 番： 時間あるんで、ちょっとお聞きしたいことありまして。あわら市は、今、カーボンニュートラルという運動と申しますか、目標を立ててやってらっしゃると。お茶も出しませんよと。それはいいと思うんですけど、どの程度の、あわら市全体なのか、農業も含めてなのかとか、そういうとちよっと分かる範囲でお願いしたいなと思います。また調べておいてください、分からなかったら。

事務局： すみません、突然のご質問でちょっと上手に答えられそうにありませんので、また具体的にあわら市の取組について、次回の農業委員会で発表できるように準備してまいりたいと思いますので、申し訳ございません。

2 番： 煙害がひどいなど。麦わらを燃やすのが、すごく近年また増えてるんで、カーボンニュートラルと言いながら、燃やす人がいっぱいいるなどと思って、今、質問させてもらったんで。

事務局： かしこまりました。その辺につきましても、あわら市、農業以外の件についても、農業についてももちろん確認させていただきたいと思いますので、次回よろしくお願いたします。

議長： よろしいですか。ほかにありませんか。

5 番： 前回のときに、農業ハウスをコンクリートするという話のときに、追加で、こちら辺ではまだないんですけども、植物工場の場合の土地の取扱いどうなりますかって、何か調べていただけるような話だったんですけど、何か分かりましたか。

事務局： 植物工場についても、その栽培だけのためなら、この条件を満たせば栽培高度化施設として扱うこととなります。ただ、工場の中に管理のための事務所設けたり、搬出入のための駐車場やら資材置場とかそういったものを設けると、農地転用必要なまた別の農地以外のものとして取り扱うことになるかと思えます。

議長： ほかによろしいですか。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、これで本日の会議を閉じたいと思います。ご苦労さまでございました。

令和4年11月25日

議 長

委 員

委 員